

群馬県

通級 による指導

リーフレット Ver.02

👉 「通級による指導」ってなんだろう？

「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導の形態で、「自立活動」の指導を行います。自立活動とは、一人一人の児童生徒の実態に応じて設定された内容に基づき、よりよく生きていくことを目指した主体的な取組を促す教育活動です。

👉 だれが受けられるんだろう？

通級による指導の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒であり、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別の指導を必要とする程度のもことになります。（通常の学級に在籍するもの）

👉 いつ・どこで受けられるんだろう？

通級による指導は、自分が通う学校や、他の学校など、通級指導教室が設置されているところで受けられます。時間帯は、授業時間内の場合と、放課後等の場合があります。高校通級の場合は、サテライト学習室（在籍校を含む）で、定時制や通信制における始業前の時間帯や、全日制における放課後の時間帯に受けられます。

小・中学校における通級による指導

お問合せ
お申込み

まずは在籍する学校の
担任へご相談ください

学校の先生が窓口となり、必要な情報をお伝えします。最終的には、各市町村教育委員会が、入級判断や入級に必要な手続きを行います。



設置者 各市町村教育委員会

高等学校における通級による指導

お問合せ
お申込み

まずは在籍する高等学校の
担任へご相談ください

平成30年度に制度を開始しました。県立高校に在籍する生徒を対象とし、サテライト方式を採用しています。申込み後、担当者による初回面談を経て、入級判定を行います。



設置者 群馬県教育委員会
(高校教育課・特別支援教育課)

群馬県は、小・中・高等学校における切れ目ない支援体制を目指しています。

■ 参考データ ■

群馬県における「通級による指導」利用人数
(令和2年5月1日時点：暫定値)

小学校：3252名、中学校：237名、高等学校：21名

学校間の引継ぎが成果をあげた事例

引継ぎ① 小学校 → 中学校 の例

中学1年生のAさんは、文章を読むことや板書の視写が苦手なため、小学校3年生から通級による指導を受けていました。小学6年生の時には、読書用スリット（リーディングトラック）を使えば、国語の題材の物語文を初めから終わりまで、正しく読み進める姿もみられるようになりました。しかし、外国語活動の時には、アルファベットの字形の違いを把握することが苦手な様子が見られたため、小学校の担任や通級担当者は、中学校でも通級による指導を引き続き受けさせたいと考えていました。一方、保護者は本人の課題が少し改善されたこと、中学校入学後は部活動が始まり、放課後に通級による指導を受けることが難しくなることから、中学校での利用は、考えていませんでした。

そこで、3学期の初めに、小学校担任、通級担当者、保護者の3者で面談を行い、個別の指導計画をもとにして、できるようになったことや現在の課題について話し合いました。小学校担任から、集団の中でのAさんの課題を具体的に説明したことで、保護者も改めてAさんの課題を理解することができ、通級による指導の必要性を理解することができました。

卒業時には、小学校から、中学校教員へ個別の指導計画を引き継ぐとともに、通級による指導の必要性を伝えたことで、Aさんは中学校入学後も月1回通級による指導を利用し、文字の把握が上手くできるよう取り組んでいます。

引継ぎ② 中学校 → 高等学校 の例

1年生のBさんは、自分の意思を表出することが難しく、中学校まで通級による指導を受けていました。

高校では、入学時の相談アンケートをもとに保護者との面談を行い、Bさんの課題や通級を利用していただけを知りました。面談後は、中学校と中学通級担当者に連絡を取って配慮事項を聞き取りました。その後、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成するとともに、学校全体で、Bさんが支援を必要としていることについて共通理解を図りました。こうした引継ぎがなされたことで、Bさんは高校という新たな環境でもスムーズにスタートを切ることができました。

しかし、困ったり分からないことがあったりした時に動けなくなってしまうことが続きました。そこで、学校では校内での検討会を開催し、本人や保護者へ高校での通級による指導の利用をすすめた結果、3学期から指導を受けることとなりました。指導開始前には、保護者の承諾を得て、高校の担任・中学通級の担当者・高校通級の担当会で支援会議を行い、中学校で実施した自立活動の内容や評価を踏まえ、今後の支援方法を話し合いました。

Bさんは、隔週で高校通級による指導を受ける中で、意思を表出することの意味や良さを理解し始め、自分なりの方法でコミュニケーションを取ろうとする様子が見られるようになりました。



引継ぎ③ 高等学校 → 卒業後の進路先 の例

高校1年から通級による指導を受けていた3年生のCさんは、2学期に卒業後の進路が決まりました。進路先が決まったことには喜んでいたものの、4月からの学校生活に強い不安を感じていました。進路先決定後の通級による指導では、本人の自己理解を一層深める指導をするとともに、進路先で必要となる支援内容について話し合いました。

また、Cさんの卒業後の支援体制を作るため、高校において支援会議をすることにしました。出席者は、本人・保護者・高校・相談支援事業所・市の福祉課・高校通級の担当者でした。会議では、個別の教育支援計画を使用し、高校で行われてきた支援内容を踏まえ、卒業後の進路先へのスムーズな移行とそこでの支援内容を話し合いました。

さらに、会議後は、本人・保護者・高校の担任が進路先を訪問し、個別の教育支援計画を使用して引継ぎを行いました。引継ぎの際は、具体的な例を挙げて説明したことで、進路先の担当者が本人の状況や支援の内容、本人を取り巻く支援者を適切に把握することができました。

そうしたことで、Cさんは、自分自身の課題を関係者が丁寧に把握してくれたことにより、安心して進路先に進むことができました。